

年 齢 早 見 表 2016(平成28)年版

年号	西暦	年齢	十二支	年号	西暦	年齢	十二支	年号	西暦	年齢	十二支
明治33年	1900	116	子	昭和15年	1940	76	辰	昭和57年	1982	34	戌
明治34年	1901	115	丑	昭和16年	1941	75	巳	昭和58年	1983	33	亥
明治35年	1902	114	寅	昭和17年	1942	74	午	昭和59年	1984	32	子
明治36年	1903	113	卯	昭和18年	1943	73	未	昭和60年	1985	31	丑
明治37年	1904	112	辰	昭和19年	1944	72	申	昭和61年	1986	30	寅
明治38年	1905	111	巳	昭和20年	1945	71	酉	昭和62年	1987	29	卯
明治39年	1906	110	午	昭和21年	1946	70	戌	昭和63年	1988	28	辰
明治40年	1907	109	未	昭和22年	1947	69	亥	昭和64年	1989	27	巳
明治41年	1908	108	申	昭和23年	1948	68	子	平成 1年			
明治42年	1909	107	酉	昭和24年	1949	67	丑	平成 2年	1990	26	午
明治43年	1910	106	戌	昭和25年	1950	66	寅	平成 3年	1991	25	未
明治44年	1911	105	亥	昭和26年	1951	65	卯	平成 4年	1992	24	申
明治45年	1912	104	子	昭和27年	1952	64	辰	平成 5年	1993	23	酉
大正 1年				昭和28年	1953	63	巳	平成 6年	1994	22	戌
大正 2年	1913	103	丑	昭和29年	1954	62	午	平成 7年	1995	21	亥
大正 3年	1914	102	寅	昭和30年	1955	61	未	平成 8年	1996	20	子
大正 4年	1915	101	卯	昭和31年	1956	60	申	平成 9年	1997	19	丑
大正 5年	1916	100	辰	昭和32年	1957	59	酉	平成10年	1998	18	寅
大正 6年	1917	99	巳	昭和33年	1958	58	戌	平成11年	1999	17	卯
大正 7年	1918	98	午	昭和34年	1959	57	亥	平成12年	2000	16	辰
大正 8年	1919	97	未	昭和35年	1960	56	子	平成13年	2001	15	巳
大正 9年	1920	96	申	昭和36年	1961	55	丑	平成14年	2002	14	午
大正10年	1921	95	酉	昭和37年	1962	54	寅	平成15年	2003	13	未
大正11年	1922	94	戌	昭和38年	1963	53	卯	平成16年	2004	12	申
大正12年	1923	93	亥	昭和39年	1964	52	辰	平成17年	2005	11	酉
大正13年	1924	92	子	昭和40年	1965	51	巳	平成18年	2006	10	戌
大正14年	1925	91	丑	昭和41年	1966	50	午	平成19年	2007	9	亥
大正15年	1926	90	寅	昭和42年	1967	49	未	平成20年	2008	8	子
昭和 1年				昭和43年	1968	48	申	平成21年	2009	7	丑
昭和 2年	1927	89	卯	昭和44年	1969	47	酉	平成22年	2010	6	寅
昭和 3年	1928	88	辰	昭和45年	1970	46	戌	平成23年	2011	5	卯
昭和 4年	1929	87	巳	昭和46年	1971	45	亥	平成24年	2012	4	辰
昭和 5年	1930	86	午	昭和47年	1972	44	子	平成25年	2013	3	巳
昭和 6年	1931	85	未	昭和48年	1973	43	丑	平成26年	2014	2	午
昭和 7年	1932	84	申	昭和49年	1974	42	寅	平成27年	2015	1	未
昭和 8年	1933	83	酉	昭和50年	1975	41	卯	平成28年	2016	0	申
昭和 9年	1934	82	戌	昭和51年	1976	40	辰				
昭和10年	1935	81	亥	昭和52年	1977	39	巳				
昭和11年	1936	80	子	昭和53年	1978	38	午				
昭和12年	1937	79	丑	昭和54年	1979	37	未				
昭和13年	1938	78	寅	昭和55年	1980	36	申				
昭和14年	1939	77	卯	昭和56年	1981	35	酉				

○年齢は誕生日以後の満年齢数  
 ○誕生日前の場合は1を減ずる  
 ○大正元年は1912年 7月30日から  
 ○昭和元年は1925年12月25日から  
 ○平成元年は1989年 1月 8日から

# 年 齢 早 見 表 2016(平成28)年版

年号		西暦	年齢	年号		西暦	年齢	年号		西暦	年齢
平成 1年	昭和64年	1989	27	平成 34年	昭和97年	2022	-6	平成 67年	2055	-39	
平成 2年	昭和65年	1990	26	平成 35年	昭和98年	2023	-7	平成 68年	2056	-40	
平成 3年	昭和66年	1991	25	平成 36年	昭和99年	2024	-8	平成 69年	2057	-41	
平成 4年	昭和67年	1992	24	平成 37年		2025	-9	平成 70年	2058	-42	
平成 5年	昭和68年	1993	23	平成 38年		2026	-10	平成 71年	2059	-43	
平成 6年	昭和69年	1994	22	平成 39年		2027	-11	平成 72年	2060	-44	
平成 7年	昭和70年	1995	21	平成 40年		2028	-12	平成 73年	2061	-45	
平成 8年	昭和71年	1996	20	平成 41年		2029	-13	平成 74年	2062	-46	
平成 9年	昭和72年	1997	19	平成 42年		2030	-14	平成 75年	2063	-47	
平成 10年	昭和73年	1998	18	平成 43年		2031	-15	平成 76年	2064	-48	
平成 11年	昭和74年	1999	17	平成 44年		2032	-16	平成 77年	2065	-49	
平成 12年	昭和75年	2000	16	平成 45年		2033	-17	平成 78年	2066	-50	
平成 13年	昭和76年	2001	15	平成 46年		2034	-18	平成 79年	2067	-51	
平成 14年	昭和77年	2002	14	平成 47年		2035	-19	平成 80年	2068	-52	
平成 15年	昭和78年	2003	13	平成 48年		2036	-20	平成 81年	2069	-53	
平成 16年	昭和79年	2004	12	平成 49年		2037	-21	平成 82年	2070	-54	
平成 17年	昭和80年	2005	11	平成 50年		2038	-22	平成 83年	2071	-55	
平成 18年	昭和81年	2006	10	平成 51年		2039	-23	平成 84年	2072	-56	
平成 19年	昭和82年	2007	9	平成 52年		2040	-24	平成 85年	2073	-57	
平成 20年	昭和83年	2008	8	平成 53年		2041	-25	平成 86年	2074	-58	
平成 21年	昭和84年	2009	7	平成 54年		2042	-26	平成 87年	2075	-59	
平成 22年	昭和85年	2010	6	平成 55年		2043	-27	平成 88年	2076	-60	
平成 23年	昭和86年	2011	5	平成 56年		2044	-28	平成 89年	2077	-61	
平成 24年	昭和87年	2012	4	平成 57年		2045	-29	平成 90年	2078	-62	
平成 25年	昭和88年	2013	3	平成 58年		2046	-30	平成 91年	2079	-63	
平成 26年	昭和89年	2014	2	平成 59年		2047	-31	平成 92年	2080	-64	
平成 27年	昭和90年	2015	1	平成 60年		2048	-32	平成 93年	2081	-65	
平成 28年	昭和91年	2016	0	平成 61年		2049	-33	平成 94年	2082	-66	
平成 29年	昭和92年	2017	-1	平成 62年		2050	-34	平成 95年	2083	-67	
平成 30年	昭和93年	2018	-2	平成 63年		2051	-35	平成 96年	2084	-68	
平成 31年	昭和94年	2019	-3	平成 64年		2052	-36	平成 97年	2085	-69	
平成 32年	昭和95年	2020	-4	平成 65年		2053	-37	平成 98年	2086	-70	
平成 33年	昭和96年	2021	-5	平成 66年		2054	-38	平成 99年	2087	-71	

▼明治三十五年法律第五十号（年齢計算ニ関スル法律）（明治三十五年十二月二日法律第五十号）

- 1 年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス
- 2 民法第四百四十三条 ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス
- 3 明治六年第三十六号布告ハ之ヲ廃止ス

▼民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）（暦による期間の計算）

第四百四十三条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。  
 2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に  
 応当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応当する日  
 が  
 ないときは、その月の末日に満了する。